

返戻金制度に関する事項

当社の紹介で就職した者が就業開始後（入社日を起算日とします）3箇月以内に自己都合による退職もしくは、本人の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退職等」という）、求人者の求めにより紹介手数料の一部を返戻する制度を設けております。ただし、退職等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

また、退職理由につきましては、求人者及び求職者双方からの情報を双方に確認して頂いた上での判断とします。

返戻金表

1 箇月以内	紹介手数料（成功報酬額）の 75%
2 箇月以内	紹介手数料（成功報酬額）の 50%
3 箇月以内	紹介手数料（成功報酬額）の 25%

返戻条件等の詳細につきましては、契約書にて取り交わすものとなります。